

令和7年度八戸特派大使講師派遣事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、八戸特派大使講師派遣事業として、八戸市の次代を担う人材を育成することを目的に、八戸特派大使（以下「八戸大使」という。）の豊かな知識や経験を伝えるため、教育機関に八戸大使を派遣することとし、その事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 八戸大使 八戸市の知名度とイメージアップを図るため、当市にゆかりがあり、首都圏等に在住で、官公庁、経済界及び文化芸能等において活躍し、当市の魅力をPRすることができる方として市が委嘱するものをいう。
- (2) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程を置くものに限る。）をいう。

(事業の内容)

第3条 八戸市は、八戸市内の教育機関の依頼に応じ、八戸大使を講師として派遣し、当該教育機関は、八戸大使の豊かな知識及び経験をもとに講演会等を開催するものとする。

- 2 前項の講演会等は、「八戸大使ふるさとセミナー（以下「セミナー」という。）」と称する。
- 3 セミナーは、おおむね1時間とし、その内容は別表のとおりとする。

(八戸市及び教育機関の役割)

第4条 八戸市及び教育機関の役割は、次のとおりとする。

(1) 八戸市

- ア 八戸大使と教育機関との日程調整及び事務連絡に関すること
- イ 講師派遣の決定及び決定の通知に関すること
- ウ 八戸大使及び随行者（八戸大使の講演に欠くことができない共演者等であると判断した場合に限る。）への講師謝礼及び八戸市への招へいに係る旅費の支給に関すること

(2) 教育機関

- ア セミナーの企画立案（希望する八戸大使及びテーマ等の選定、開催日時の決定等）に関すること
- イ 講師派遣希望の申込みに関すること
- ウ 会場の確保、設営及び撤去に関すること
- エ セミナーで使用する資料の印刷及び配布に関すること
- オ セミナーの周知（案内文、看板、配布物等に「八戸大使ふるさとセミナー」と明記する等）に関すること
- カ 会場への講師の送迎に関すること
- キ セミナーの実績報告に関すること
- ク 講師への御礼状の送付に関すること

(講師派遣の対象等)

第5条 講師派遣の対象は、教育機関で当該教育機関に在学する者又は当該教育機関に在学する者に加え、その保護者及び地域住民を対象にセミナーを実施する教育機関とする。

2 講師派遣の回数は、1校につき年度中1回とし、八戸市の予算の範囲内で実施する。ただし、複数校が合同で開催する場合は、各校がそれぞれ1回開催するものとみなす。

(講師派遣の申込み)

第6条 教育機関は、八戸大使講師派遣希望調書(別記第1号様式)を提出するものとする。

(講師派遣の決定)

第7条 八戸市は、前条の調書を受理したときは、当該教育機関と八戸大使の日程及びセミナーの内容を調整の上、講師の派遣について決定し、八戸大使講師派遣決定通知書(別記第2号様式)により当該教育機関に通知するものとする。

2 八戸市は、八戸大使と教育機関の間で日程等の調整が整わない場合は、当該教育機関に口頭で派遣しないことを通知することができる。

(実績報告)

第8条 教育機関は、セミナーを実施したときは、八戸大使ふるさとセミナー開催報告書(別記第3号様式)を提出するものとする。

(経費の負担)

第9条 セミナーの実施に係る経費の負担は、第4条に掲げる役割に基づき、八戸市及び教育機関がそれぞれ負担する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月7日から実施する。